

P T A 規 約

第1章 名 称

第1条 本会は、聖学院中学校・高等学校（以下本校という）「父母と先生の会（P T A）」と称し、事務所を本校内に置く。

第2章 目 的

第2条 本会は、会員が先進者としての責任を自覚し、あわせて相互の親睦と融和とを図り、もって本校教育の向上と進展とに寄与するを目的とする。

第3章 方 針

第3条 本会は、本校の教育に協力する民主的団体として、第2章に明示された目的を達成するための活動を行う。

第4条 本会および本会の会員は、その名において、営利的・宗派的・政党的その他本会の事業に関係しない活動を目的とする団体ならびに事業を支援し、もしくはこれに関与してはならない。

第5条 本会は、独立自主の立場を堅持し、他の支配統制干渉を受けてはならない。

第6条 本会は、必要に応じ、会長が代表して、本校の各種問題につき、校長に参考資料を提出し、もしくは意見を具申することができるが、本校の教職員の人事については意見を述べることはできない。

第4章 会 員

第7条 本会は、次の会員によって構成される。

1. 正会員 本校生徒の父母またはこれに代わるもの（以下父母という）ならびに本校に勤務する校長および教員（以下教員という）。
2. 名誉会員 本会に対し功労顕著であったもの。名誉会員は、会長の推薦により、総会の承認を経なければならない。

第8条 本会の会員は、すべて平等の権利を有し、義務を負う。

第5章 会 計

第9条 本会の経費は、会費・入会金・事業収入ならびに臨時会費および寄付金をもって支弁する。臨時会費の徴収は、総会の議決を得なければならない。

第10条 予算の構成については、第39条の定めるところに従って行われる。

第11条 会費は月額350円とし、入会金は3,000円とする。

第12条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

本会の会計処理に際しては、本校事務室が委任を受けて行うことができる。

第6章 役員と会計監査委員

第13条 本会の役員は、次のとおりとする。

1. 会 長 1名 父母より
2. 副会長 3名 父母より
3. 書 記 若干名 父母より
(複数を選出することができる)
教員より1名
4. 会 計 若干名 父母より
(複数を選出することができる)
教員より1名

役員任期は、1年とする。ただし、留任を妨げない。

第14条 本会は、会計監査委員2名を選出する。

第15条 役員および会計監査委員の選出とその就任は、第38条の定めるところに従って行われる。

第7章 役員の資格および任務

第16条 役員は、第6章で規定するところに従い、会員の中から選出される。

第17条 役員の任務は、次のとおりとする。

1. 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
会長は、総会および代表委員会を招集し、その議長となる。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは会長事務を代行する。
3. 書記は、総会ならびに代表委員会の議事を記録し、本会の庶務をつかさどる。
4. 会計は、本会の会計事務をつかさどる。
5. 役員は、常任委員会および特別委員会に出席し、委員と同じ権限を行使することができる。

第8章 委員と委員会

第18条 学級委員会は、本会諸活動の推進母体である。

第19条 学級委員は、学級ごとに8名内外選出し、学級委員会を構成する。

学級委員は、学級の正副代表各1名を互選する。

学級代表は、学年の正副代表各1名を互選する。

正副学級代表を除く学級委員は、いずれかの常任委員会の委員として所属するものとする。

第20条 教員は、互選により、各種常任委員会を構成すべき委員1名ずつを選出する。

第21条 各種常任委員会は、その所属する委員の互選により、委員長1名、副委員長2名および書記1名を置く。

第22条 特別委員会をのぞく各種委員会の委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

第23条 各種委員会の議案は、出席者の過半数の同意によって議決される。

第24条 委員会は、代表委員会・常任委員会・学級委員会・特別委員会の4種とする。

第25条 各種委員会を構成する手続きは、会長がこれを行い、当該委員長がこれを招集する。

第9章 代表委員会

第26条 代表委員会は、本会の役員・各種常任委員会の正副委員長・書記・学年の正副代表・学級代表および本校の校長・部長・学年主任によって構成される。

第27条 代表委員会は、本会の運営事項の協議機関であり、その推進をつかさどる。

第28条 代表委員会の任務は、次のとおりとする。

1. 各種常任委員会および特別委員会から廻付された原案について審議し、具体案を立てて実行に移す措置をとる。
2. 総会に提出する議案および報告書を作成する。
3. 会員ならびに各種委員会および本校から提出された事項ならびに本校の内外に発生した諸問題について審議し、方策を立案する。
4. 役員および各種委員会の正副委員長に欠員を生じた場合、その補充の手続をとる。

第10章 常任委員会

第29条 常任委員会には、次の各委員会がある。

1. 教育保健委員会
2. 記念祭担当委員会
3. 宗教委員会

第30条 教育保健委員会は、生徒の教育と保健に寄与する事業を担当する。

第31条 記念祭担当委員会は、記念祭の模擬店、バザーの事業を担当する。記念祭担当委員長は本会の副会長とする。

第32条 宗教委員会は、会員の修養に役立つ事業を担当する。

第33条 常任委員会が立案した事業計画案は、代表委員会の承認を経たのち実行に移すものとする。

第11章 特別委員会

第34条 会長は、代表委員会の議決を経て、特別委員会を設置することができる。

委員若干名は、会長が指名委嘱する。

第35条 特別委員会は、会長から委嘱された事項につき調査・研究・立案して会長へ答申することを任務とする。

第36条 特別委員会は、任務の終了により解散する。

第37条 特別委員会は、指名委員会・予算編成委員会およびその他臨時の委員会とする。

第38条 指名委員会は、次のとおりとする。

1. 指名委員会は役員および会計監査委員候補者の選出を任務とする。
2. 会長は指名委員会を1月中に編成する。
3. 指名委員会の構成員は、次のとおりとする。

学級代表	各学級より	1名
教員の中から互選されたもの		2名
学年代表をのぞいた代表委員会の		
構成員の中から互選されたもの		1名
4. 指名委員は委員長1名を互選する。
5. 指名委員長は、直ちに指名委員会を招集し、役員および会計監査委員候補者を選定し、その内諾を得て、その指名を会長へ通告するものとする。
6. 会長は、指名委員会において指名された役員および会計監査委員候補者につき、指名委員長とともに指名委員会全員と連名の書面をもって、総会の1週間前に全会員に通告する。
7. 役員および会計監査委員の就任は、総会の承認を得て確定する。

第39条 予算編成委員会は、次のとおりとする。

1. 予算編成委員会は、次年度の予算案の作成を任務とする。
2. 予算編成委員会は、役員および常任委員会の正副委員長および書記をもって構成する。
3. 予算編成委員は、委員長1名を互選する。

第12章 会計監査

第40条 会計監査委員会は、他の制肘を受けることなく、厳正に会計の監査を行い、その結果を総会において報告するものとする。

第41条 会計監査委員は、本会の他の委員を兼ねることができない。

第13章 総 会

第42条 総会は、本会の最高議決機関であって、定時総会（3月、6月）および臨時総会とする。

第43条 定時総会は、3月、6月に招集し、臨時総会は、会長が必要と認めたときおよび代表委員会の議決または会員の3分の1以上の要請があったとき招集する。

第44条 総会において附議され、もしくは報告される事項は次のとおりである。

3月総会

1. 新年度役員および会計監査委員の承認に関する事項。
2. その他の重要な事項。

6月総会

1. 年度事業の報告および決算に関する事項。
2. 新年度事業計画および予算に関する事項。
3. その他の重要な事項。

第45条 総会の日時・場所および議案は、総会の1週間前に全会員に通知しなければならない。

第46条 総会の議案は、出席者の過半数の同意によって議決される。

第14章 規約の改正

第47条 本会の規約の改正は、次の手続を経て行われる。

1. 代表委員会の議決により会長は総会に附議する。
2. 総会において出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

附 則

第48条 本規約のほか、慶弔・表彰規程は、内規として別に定める。

第49条 本規約は、1970年4月1日から実施する。

(1975年5月 一部改正)

(1981年5月 一部改正)

(1990年10月 一部改正)

(1991年3月 一部改正)

(1995年6月 一部改正)

(1998年6月 一部改正)

(2003年3月 一部改正)

(2020年3月 一部改正)

P T A 慶弔見舞金規定

対 象	区 分	金 額・その他
教職員	結 婚	20,000円
”	出 産	20,000円
”	病気(入院3週間以上)	20,000円
”	災 害	20,000円
”	死 亡	20,000円 他に花輪1個
”	死亡(配偶者)	20,000円 他に花輪1個
父 母	死 亡	20,000円 他に花輪1個
生 徒	死 亡	20,000円 他に花輪1個

(1990年10月内規改正)